

Q10 米軍に起因する騒音問題や環境問題について教えてください。

A

沖縄県における広大な米軍基地の存在により、県民の生活環境や自然環境への影響が懸念されています。

なかでも、日常的に発生する航空機騒音は、基地周辺住民の生活環境に大きな影響を与えています。

令和元年度に沖縄県及び関係市町村が実施した航空機騒音測定結果によると、嘉手納飛行場周辺では19測定局のうち6局で、普天間飛行場周辺では13測定局のうち2局で環境基準値を超過しております。

キーワード

※環境基準値・・・環境基本法の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準

環境基準値を超過している測定局の調査結果を抜粋したものが下の表です。

■令和元年度航空機騒音測定結果(抜粋)

飛行場	測定箇所	1日あたりの騒音発生回数	最大ピークレベル	平均ピークレベル
嘉手納飛行場周辺	北谷町砂辺	56.5回	116.1dB	91.2dB
普天間飛行場周辺	宜野湾市上大謝名	32.4回	124.5dB	90.1dB

これらの地点では、最大ピークレベルで飛行機のエンジン近くと同程度の騒音が、平均ピークレベルでも騒々しい工場内と同程度の騒音が発生していることとなります。

さらに、これらの地点では、度重なる外来機の飛来により騒音が激化しており、普天間飛行場周辺においては、令和元年(2019年)5月には過去最大の124.5dBの騒音が観測されています。

デシベル(dB)	騒音の目安
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車が通るときのガード下
90	騒々しい工場の中

※環境庁大気保全局編「騒音規制法の解説」より

また、日米両政府は、22時から6時までの間の飛行は、米国の運用上の所要のために必要と考えられるものに制限することに合意をしていますが、両飛行場周辺では、同時間帯においても広範囲で騒音が測定されるなど、実効性のある航空機騒音の軽減措置が講じられているとは言えない状況です。



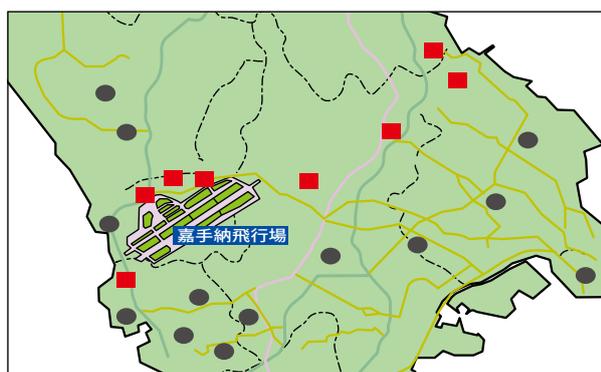
琉球新報社提供
普天間飛行場に配備されているオスプレイ



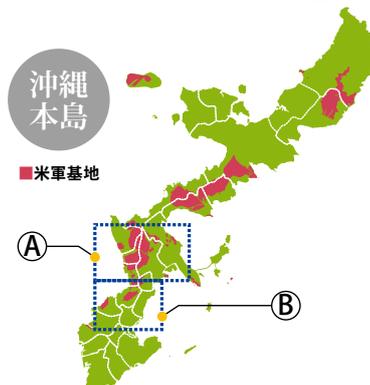
琉球新報社提供
嘉手納飛行場に飛来した外来機(F-35戦闘機)



極東最大級の米空軍嘉手納飛行場



拡大図①



拡大図②

凡例	
●	航空機騒音測定地点
■	うち環境基準超過地点

普天間飛行場及び嘉手納飛行場周辺での測定局の位置。両飛行場周辺では、広範囲で騒音が測定されている。



両飛行場においては、周辺住民が、国に対し、夜間・早朝の飛行差し止めや損害賠償を求める訴訟を幾度も提起しています。その原告数は、両飛行場合わせて約2万5千人にもものぼっており、騒音による生活環境への影響が広範囲に及んでいることが分かります。

また、沖縄本島北部のキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、北部訓練場、伊江島補助飛行場の周辺においても、騒音被害が顕著になっています。たとえば、ヘリコプター着陸帯に隣接する市町村では、住宅地域の近くでのオスプレイの飛行訓練が頻繁に行われています。

さらに、基地内からの航空機燃料やディーゼルオイル等の流出による水域等の汚染がたびたび発生しています。度重なる燃料の流出事故は、河川・海域・土壌等の自然環境を汚染することはもとより、県民の生活や健康への影響も懸念されます。

加えて、嘉手納飛行場や普天間飛行場周辺の河川、湧き水等から有機フッ素化合物※1であるPFOS等が高濃度で検出されており、これまでの調査結果から、両飛行場が汚染源である可能性が高いと考えられています。しかしながら、沖縄県が米軍に要請している原因究明のための立ち入り調査などは、実現していません。

また、運用中の米軍基地だけではなく、返還跡地においてもタル状物質の入ったドラム缶が地中から発見された事例や、土壌から鉛や六価クロム等の有害物質が環境基準値を超えて検出される事例等があります。

沖縄県では、航空機騒音の軽減や深刻な環境被害の未然防止等のため、米軍にも日本の国内法を適用させることなどを国に対して求めています。

キーワード

●有機フッ素化合物※1

炭素-フッ素の非常に強い結合を持つ有機化合物の総称。多くの種類があり、PFOSとPFOAはその一種。PFOSとPFOAは、人体への影響を踏まえ、製造・使用について国際的に規制の対象となっていることに加え、米国では飲料水の健康勧告値が設定されている。